

住田町町有林造林作業仕様書（コンテナ苗）

植栽作業（新植、改植、補植）

1 植付方法

- (1) 植付は、苗木を垂直に植穴に据え付けながら根鉢を植穴の底に密着させ、根鉢上面が地表面より 1～2 cm 程度低くなるようにすること。また根鉢側方と植穴に空隙がある場合は土を入れること。
- (2) 根鉢上面に 1～2 cm 程度土を覆い、植付後の面と地表面が水平となるようにすること。
- (3) 踏み付けは、根鉢を潰さない程度に軽く足で踏み押さえること。
- (4) 急傾斜地でなだれのおそれのある場所においては、苗木を傾斜に対し直角に植えること。
- (5) 車道沿いに植栽する場合には、道路の法頭、路肩からおおむね 2m 離して植栽すること。

2 苗木の取扱い

- (1) 苗木の運搬にあたっては必ず苗木袋等を使用し根の露出を避け、苗木の乾燥防止に努めること。
- (2) 苗木の運搬や植栽にあたっては根鉢を崩さないように丁寧に取り扱うこと。
- (3) 小運搬の数量は、その日の人夫数、功程等を考慮して適量を運搬し、過剰にならないようにすること。

3 その他

- (1) 事業箇所は全域において「住田町森林認証グループ」加入林であることから、FSC 森林管理認証の各種規定に加え、「住田町森林認証グループ」が各種のチェックリスト等において求める要件を遵守して作業すること。
- (2) この仕様書によりがたい場合は、監督員にその事由を申し出て指示を受けること。